

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：長崎県

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	84.6%
全職員	71.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	96.7%
本庁課長相当職	107.6%
本庁課長補佐相当職	100.6%
本庁係長相当職	94.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.0%
31～35年	97.4%
26～30年	95.4%
21～25年	89.5%
16～20年	97.9%
11～15年	103.9%
6～10年	94.4%
1～5年	88.5%

【説明欄】

- ・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は94%であることが男女の給与の差に影響を与えている。
- ・全職員の男女比は男性 60.1%、女性 39.9%であるが、勤続年数 15 年以内の職員では女性の割合が 42.8%となっており、相対的に給与水準が低い年齢層のウエイトが高くなっている。
- ・全職員の区分では、男女で比較した際に給与水準の低い会計年度任用職員が女性職員全体に占める割合が高いことから、給与の差異に影響している。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。